

生活保護世帯に対する熱中症対策としての冷房機器設置支援に関する調査

冷房機器設置などの熱中症対策に関する今後の課題など	
千代田区	
中央区	夏場にかかる光熱費相当額を夏季加算として支給する必要がある。
港区	
新宿区	冷房機設置の緊急支援策について 支給限度額が4万円では、本体価格の差額や設置費用の自己負担が大きいと考えられる。また、自己負担できない世帯、手持ち金の少ない世帯は設置が困難となり、公平性を欠くと考えられる。冷房機設置支援は熱中症対策という目的からみて該当となる世帯については、公平な支援となることが望ましい。
文京区	
台東区	
墨田区	冷房機器の運転による電気料金の増加などに対応するための夏季加算の新設。
江東区	緊急支援策が今年度限りであるため、来年度以降の対象者に対する支援策を検討する必要がある。4万円以内で購入・設置することができず、自己負担することが困難なため、断念するケースがあった。
品川区	平成23年7月29日付23福保生保第351号で東京都福祉保健局が厚生労働省社会援護局長に提案したとおり、保護費以外の収入のない者は生活福祉資金の貸付が受けられないことから、制度上の矛盾を解消されるよう特別区としても東京都を通じ、国に働きかける必要があると考える。
目黒区	今回の実施要領改正では、保護費以外の収入がない世帯は資金の貸付が受けられず、制度改正の効果が及ばないという状況が生じました。都が国に対して緊急提案したように、冷房機器購入設置経費を生活保護法の一時的扶助として支給できるよう、実施要領の改正が課題です。
大田区	冷房機器の設置は、アパートの現状(老朽化)、電気のアンペアの問題(契約の変更)、電気料金の問題(支払いに関する課題)、その他の課題(大家の理解、本人の電気料金の滞納の問題、そもそも冷房機器を必要としない等)があり現状では難しい。 また、社会福祉協議会の貸付そのものもすでに滞納がある、住所が未設定、借入れをしても支払う意思がない等、当施策になじまない場合が多い。 助成金額についても、機器購入でも足が出てしまうし、助成金額をアップするなど、来年度以降実施する場合には、もう少し使いやすい制度への改善が必要と考える。
世田谷区	1. 冷房機器を設置する場合、工事費等を含めると4万円以内で設置するのは困難であり、差額を工面できない者にとっては活用しにくい制度となっている。 2. 高齢者の場合、社協への申し込み、商品の選定、工事の予約等の手続きを単独ではできないことが多い。生活保護の地区担当員が手助けすることになり、負担が大きい。 3. 高齢者等の熱中症のリスクは、生活保護受給世帯に限った問題ではなく、生活保護を受けていない低所得者も含め、国が対策を講じるべきであり、生活保護受給者については、実施要領の改正を検討すべきである。
渋谷区	
中野区	上記(2)の生活福祉資金貸付の利用を行うためには、さまざまな手続きが必要であるため、高齢の生活保護受給者などは制度利用が困難である。
杉並区	特になし。
豊島区	
北区	
荒川区	・生活保護受給世帯すべてが同条件(結果として自己負担なし)の施策であるべきである。 ・社会福祉協議会の貸付手続きが高齢者には難しい。
板橋区	自立促進事業の4万円では、製品はあるが工事費まで賄えない。また、多くの賃貸住宅では空調機器が設置されており、実績はそれほど上がらなかった。また、工事にあたっての大家との交渉にも時間がとられている。生活福祉資金の制度の周知も必要である。

練馬区	<p>・緊急支援策は、福祉事務所の地区担当員が判断・処理するが、生活福祉資金の利用は、社会福祉協議会の判断・処理が必要となっている。このため、地区担当員が必要であると判断し、社協につなげて、貸付を受けるまでの手続きに時間がかかり「差」が生じている。</p> <p>・また、上限4万円の額では、冷房機器を購入するには、貯えのない世帯は購入することが非常に困難である。</p>
足立区	
葛飾区	<p>【緊急支援策】</p> <p>・都から緊急支援策実施通知がFAXにより送付されたのは、7月29日(金)午後6時過ぎであり、事業開始日とされた8月1日直前であったことに加え、都の補助予算の枠組みや被保護者からの申請方法など都への確認・照会事項が多く、準備に少なからぬ混乱が生じた。</p> <p>・事業開始日までの時間が短いことから、被保護者への周知や医師会をはじめ主治医への情報提供を十分に行えない中で事業を開始することになり、円滑さには課題を有した。なお、制度該当世帯で7月に購入済みの世帯があった。</p> <p>・今後の制度では、病弱度や介護度などに具体的基準が明示されず、「医学的見地」からの必要性により判断するとなっているが、熱中症対策としては生活環境を含めて総合的な判断を要するとも考えられる。</p> <p>・社会福祉協議会の生活福祉資金を利用できる者とできない者との間に受けられるサービスに差があること。利用限度額の差 貸付の利用者である年金等の収入がある者は必要最低限の貸付というルールはあるが、上限額10万円までの機種を購入でき、償還金が収入認定の際に控除される。緊急支援策の利用者は4万円を超えた額は自己負担となる。 条件の差 緊急支援策は年齢や身体の状態に条件があるが、貸付の利用にあたっては世帯の状況等に関する条件は課せられていない。</p> <p>【生活福祉資金の貸付】</p> <p>・生活福祉資金の貸付制度は、多くの高齢者にとって煩雑な手続きであること。</p> <p>・被保護生体のエアコン設置について、エアコン設置には十分な世帯収入があるにもかかわらず、わざわざ生活福祉資金の借入をさせて設置するという方法では、設置までの時間がかかるうえ、プロセスの無駄が多い。時間的余裕をもって、6月の年金等から支払いができるように準備して、対象者が自らの収入で購入したエアコンの領収書金額を、収入認定から除外すれば事足りるのではないかと。 エアコン設置費の借入先についても、生活福祉資金以外のローンなども認めることにすれば、事務手続きも簡素になり、もっと短期間で設置が可能になる。 仮に生活福祉資金で貸付する場合でも、ケースワーカーが対象世帯の実態把握していることに加え、社会福祉事務所長の意見書の提出もあり、償還も数回で終わるので、民生委員調査の必要性はかなり低いと考えられる。 65歳未満だが、保護費以外の収入がない世帯など、制度からもれる世帯へのエアコン設置をどのように行うのかは課題であろう。</p>
江戸川区	

八王子市	特になし。
立川市	
武蔵野市	生活福祉資金貸付の場合、「収入認定控除」が求められるため、実質的に本人負担はないむねを説明しても理解されず、申請に至らないケースがあった。貸付に関して、拒否的な反応を示す世帯があるため、貸付ではなく、扶助の範囲内で冷房設置を認めることができれば、制度の利用もさらに広まるものと考えられる。
三鷹市	
青梅市	
府中市	今回の措置は生活保護受給者のみへの対応であり、他の低所得者との整合性も検討する必要があるのではないかとと思われる。 また、法外扶助については、設置費を含めると4万円の上限額を超過する場合はほとんどであり、支給額が不足していると思われる。
昭島市	
調布市	本件施策については、自己負担を極力おさえることができるよう、支給上限額の増加が望まれる。

町田市	<p>生活保護を受けていない方でエアコンがなくてもがんばっている人はいくらでもいる。このような状況で地域との均衡を考えると、被保護者のみ支援するのはおかしいと思う。もし支給するならば、生活保護受給の有無にかかわらず、全国民に対して国が支援すべきである。</p> <p>また、今回のように東京都だけで先駆的に支援をするから、生活困窮者が東京都に固執したり、他県から流入することになっているので、こういった状況も考慮したうえで協議していただきたい。</p>
小金井市	なし。
小平市	緊急支援策について、4万円では自己負担が発生してしまう。
日野市	<p>・すでに自力で購入した世帯との均衡から、上限額を4万円に設定したことは理解できますが、今少し上限額が高い方が実情にあっているし、省エネタイプのもので購入できるのではないのでしょうか。実情、2階以上に住んでいる。冷房設置に環境が整っていない(穴開け工事費等)場合など、設置工事費がふくらみ、4万円をこえた部分の本人負担額が大きな負担になると思われます。現状に即した、金額の上乗せを検討していただきたいです。</p> <p>・高齢者の体力は、年とともに低下していきます。今年申請のない世帯も、来年に対象世帯として申請希望する場合がありますので、来年度も補助金継続をお願いいたします。</p>
東村山市	
国分寺市	<p>改正にもとづき設置できることになったが、通知の時期が遅すぎると考えます。</p> <p>社会福祉協議会から貸付ができない者は、自立促進事業で対応することとあるが、貸付を受けることのできる者とできない者との不公平感がある。対象条件に合致する世帯を把握するには、個別で調査するしか方法がなく、かなりの時間を必要とすることになり、結果的に真夏の暑い時期にクーラーの設置は厳しい状況に追い込まれてしまった。また、上限額の4万円で設置できるクーラーがあるのかにも疑問に感じました。</p>
国立市	<p>支給要件の緩和が課題と考えられます。</p> <p>たとえば、生活保護受給中の64歳以下傷病世帯には、精神疾患を背景にした意欲低下により外出ができず、冷簿記の設置により健康面の維持・向上を見込める方もいらっしゃいます。高齢者のみではなく対象を広げる方向の検討が必要と考えられます。</p>
福生市	
狛江市	冷房機器設置の緊急支援策について支給上限額を4万円とされたが、冷房機を設置する場所によって設置費が異なってくるため、上限額について検討することが必要ではないかと考える。
東大和市	<p>生活福祉資金の貸付該当要件である年金等の収入については、月額3万円程度を得ていないと、貸付対象にはならないとの内規が定められているようである。このため、生活福祉資金貸付の非該当世帯で、かつ東京都自立促進事業という年齢要件にも該当しない世帯は多数存在すると見込まれている状況にある。また、東京都自立促進事業における年齢・病状要件の要否判定基準にも不十分さが感じられる。</p> <p>被保護世帯への支援の平等性を維持していくために、明確な基準を定めたいうえで、生活保護法の一時的扶助(家具什器費同等)として積極的給付に位置づけた方が、運用しやすいと考える。</p>
清瀬市	
東久留米市	
武蔵村山市	被保護世帯の「冷房機器設置の緊急支援」対象世帯56世帯に対して、周知しているため、9月30日までは申請可になっているため、9月末現在の状況が実施状況結果となる。
多摩市	<p>本事業に関しては本年度限りとされているようですが、今年の本事業の事業内容を見ると、図書館等のシェルターに自力で行く能力があると本事業が対象外になる等、条件が厳しいということ。</p> <p>また、支給できる額が4万円なので、これだけではクーラーを購入することはかなり難しく、生活保護受給者自身が貯めたお金との合わせ技で購入することが必要となると思われる。かなり従前から本事業が周知されていれば、生活保護受給者もこの事業に合わせる形で貯金を計画的に行うことが可能だったかもしれないが、突然決まった事業のため、それも不可能であったと思われるので、以上のような部分を是正していく必要があるかと思えます。</p>
稲城市	とくになし。

羽村市	
あきる野市	
西東京市	冷房機器の購入設置費用が4万円では、自己負担が発生する可能性がある。
瑞穂町	特記事項なし。
日の出町	
檜原村	
奥多摩町	